

外国人住民の方についても、7月8日(月)から、住基ネットの運用が開始されます。また、住基カードの交付を受けることができるようになります。

■7月8日(月)から、外国人住民の方についても住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)の運用が開始されます。

住基ネットは、住民の方々の利便性の向上と国および地方公共団体の行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化した全国共通の本人確認ができるシステムです。

■住基ネットの運用開始に伴い、外国人住民の方の住民票に住民票コードが記載され、7月8日(月)から、その住民票コードを郵送で通知します。

住民票コードは、住基ネットにおいて全国共通の本人確認を行うにあたって必要不可欠な無作為の11桁の番号です。

■7月8日(月)から、外国人住民の方もお住まいの市区町村で住民基本台帳カード(住基カード)の交付を受けることができるようになります。

住基カードは、セキュリティに優れたICカードで、「写真付き住基カード」は公的な証明書としても使えます。

7月8日(月)からできるようになることの例

- ・一部の行政機関で、住民票の写しの提出の省略が可能となるなど、手続きが簡略化されます。
- ・お住まいの市区町村以外でも住民票の写しの交付を受けることができます。
(住基カードまたは在留カードなどの提示が必要)
- ・住基カードの交付を受けている方は、転入届の特例が受けられ、郵送などにより転出届を行うことで、引越し時の手続きで市区町村の窓口に出向くのは、引越し先の一度で済みます。
- ・住基カードに電子証明書を格納することで、電子証明書による本人確認を必要とする行政手続きのインターネット申請ができます。

※住基ネットに関する詳しい内容については、「住民基本台帳ネットワークシステムのホームページ」をご覧ください。

※住基カードに関する詳しい内容については、「住民基本台帳カード総合情報サイト」をご覧ください。

※詳しくは、問い合わせてください。